

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
が休日、
の翌日
当たります)

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除予定（五件）（森林保全課）
公有水面の埋立ての免許（漁港課）
土地取用法による事業の認定（二件）（管理課）
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

告 示

鳥取県告示第六百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 倉吉市岡字清水坂五七の二
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第六百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷七七の一・三・七七の一四・七七の一六から七七の一の二二まで・字西ノ谷奥七七二の一・七七二の三から七七二の五まで・七七四の五一・字小保木奥七九三の三七から七九三の四一まで・七九三の四三から七九三の四五まで（以上二三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山西平一一七三の一九〇から一一七三の一九二まで・
一一七三の一九五・一一七三の一九六(以上五筆について次の図に示す部分に限
る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山西平一一七三の一九二・一一七三の一九六(以上二
筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

排水路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町秋縄字足谷尻一四三〇、字足谷五 一四三一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町父原字向山下モ七三〇の五、七三三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとお

り公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成七年十月十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字綱代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに14の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と14の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 綱代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒）から九〇度二分一九秒、一八五・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から八六度五三分二〇秒、五・六〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一七六度一分〇三秒、七・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八六度五一分〇〇秒、三四・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四三度五三分二四秒、三六・七〇メートルの地点

6の地点 5の地点から六二度四六分一二秒、〇・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から七七度五三分五六秒、三・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から七七度一五分三六秒、九・五〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三二九度一五分〇〇秒、一二・五〇メートルの地点

10の地点 9の地点から三二七度五二分四八秒、二六・六〇メートルの地点

11の地点 10の地点から二三八度〇七分一二秒、三〇・八〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一四八度五二分四八秒、四七・九〇メートルの地点

13の地点 12の地点から二三七度三三分三三秒、一三・二〇メートルの地点

14の地点 13の地点から三二七度五二分四八秒、四・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三二七度四五分〇〇秒、八七・三〇メートルの地点

16の地点 15の地点から二六三度二九分二四秒、二・八〇メートルの地点

17の地点 16の地点から一七二度一三分一二秒、六・七〇メートルの地点

18の地点 17の地点から二六三度一八分三六秒、一〇・〇〇メートルの地点

19の地点 18の地点から二六三度一六分四八秒、三三・八〇メートルの地点

20の地点 19の地点から一四七度五三分二四秒、一三・八〇メートルの地点

21の地点 20の地点から五七度四八分三二秒、一二・八〇メートルの地点

22の地点 21の地点から一四七度五三分二四秒、八六・七〇メートルの地点

(三) 面積

四、三一〇・六六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字綱代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からセの地点までを順次に直線で結んだ線及びセの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 綱代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒）から九四度二九分一七秒、七九・六〇メートルの地点

イの地点 アの地点から八六度一五分一八秒、七四・二〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から一七六度一三分一二秒、八・五〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から八六度一分二四秒、五六・四〇メートルの地点

- オの地点 エの地点から三九度二分〇〇秒、一・三〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から三四度〇六分三六秒、三七・七〇メートルの地点
- キの地点 カの地点から七六度二九分二四秒、二二・〇〇メートルの地点
- クの地点 キの地点から三三三度〇七分二二秒、三〇・四〇メートルの地点
- ケの地点 クの地点から三三七度三〇分三六秒、一〇三・三〇メートルの地点
- コの地点 ケの地点から三三二度二九分二四秒、二八・〇〇メートルの地点
- サの地点 コの地点から二四二度三七分二二秒、二八・二〇メートルの地点
- シの地点 サの地点から二四九度五八分四八秒、三〇・九〇メートルの地点
- スの地点 シの地点から一七二度三〇分三六秒、一〇・二〇メートルの地点
- セの地点 スの地点から二六三度一二分三三秒、九三・一〇メートルの地点

(三) 面積
二五、〇八八・三五平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

鳥取県告示第七百三三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
用瀬町
- 二 事業の種類
用瀬町運動場建設事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字鷹狩字上貝市及び字塚ノ元地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八頭郡用瀬町用瀬八三二
用瀬町役場

鳥取県告示第七百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
智頭町
- 二 事業の種類
波多地区農業集落排水事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 八頭郡智頭町大字口波多字下モ田地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八頭郡智頭町大字智頭二〇七二―一
智頭町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年十月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成七年十月二十六日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 平成七年度教育表彰について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年八月十五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称		型式名	製造者 造名	検査 定号	有効期間
	住 所	中 島 権				
遊技種類 ばちんこ遊技機	遊技機の区分 規則第6条第1号 ロ該当機	トリアプレッタ	ジェットスター	株式会社平和	520063	7年10月24日 から3年間
〃	規則第6条第1号 ハ該当機			〃	530131	〃
〃	規則第6条第1号 ロ該当機		C.R・チャンピオン ソフツDX	〃	520095	〃

